

【情報館】●特にことわりのないものは3月1日(月)から申し込みを受け付けます。●費用等の記載がないものは無料です。

お知らせ

子ども手当について

4月から「児童手当」に代わり「子ども手当」が支給される予定です。

◎詳細が決まりました。お問い合わせください。



◎子ども支援課
☎2998-9124

パパ・ママ応援シヨップ 優待カードが新しくなります

お子さんの保護者や妊娠している方が、埼玉県内外の協賛店で、カードを提示すると、商品の割引やポイントの優遇などのサービス

が受けられます。
▼現在お持ちでない方や新たに対象になる方▼現在お持ちの優待カードの有効期限が平成22年3月の方で、4月以降も対象になる方には、新しいカードを配付します。
対象 中学生までのお子さんがいるご家庭および妊娠中の方がいるご家庭
配付 免許証、健康保険証等のご本人を確認できるものを持参のうえ、市役所2階子ども支援課、出張所、所沢駅サービスコーナー、狭山ヶ丘コミュニティセンター、保健センターへ直接通園、通学しているお子さんがいるご家庭は通園・通学先から3月中に配付します。
協賛店 店頭に優待内容を記載したステッカーを掲示

軽自動車・原動機付自転車(バイク)等の 申告手続きはお早めに



軽自動車税は4月1日現在登録されている方に、その年度分が全額課税されます。次の①～⑤に該当する場合は、4月1日(木)までに廃車・名義変更・住所変更等の申告手続きをしてください。

- ◎年度途中で廃車にしても月割りによる返還等はありません。
- ①廃棄処分をした場合
- ②盗難にあった場合(警察への届出とは別に廃車の申告手続きが必要)
- ③譲渡した場合
- ④所有者が亡くなった場合
- ⑤市外へ転出する場合

◎いずれの場合も第三者に手続きを依頼された場合には、手続き完了の確認をしてください。

◎市民税課 ☎2998-9064

車種	取り扱い窓口	手続きに必要なもの
●原動機付自転車(125cc以下) ●小型特殊自動車	市役所2階 市民税課 (☎2998-9064)	▶所沢市のナンバープレート▶印鑑▶標識交の付証明書▶名義変更の場合は譲渡証明書
●軽二輪(125cc超～250cc以下) ●二輪の小型自動車(250cc超)	埼玉運輸支局 所沢自動車 検査登録事務所 (☎050-5540-2029)	取り扱い窓口へ お問合せください
●軽四輪等	軽自動車検査協会 埼玉事務所所沢支所(☎049-258-8011)	

◎協賛店・優待内容は、県HP(「パパママ」で検索)でご覧になれます。また、協賛店も随時募集しています。
◎子ども支援課
☎2998-9124

緊急サポートをご利用ください
緊急時に、お子さんを
お預かりします

対象 0歳～小学生
お預かり例 ▼小学校修了前の病児・病後児のお預かり▼出張などで宿泊を伴うお預かり▼保育施設で急な呼び出しがあった場合の送迎やお預かり▼保護者の体調不良など、緊急を伴うお預かり等

◎利用にはあらかじめ登録が必要です。詳細はお問い合わせください。
◎緊急サポートセンター
〒047-0147 Eメール bryouhokuk@boe.ocn.ne.jp
☎2998-9124



育英奨学金・遺児奨学金制度

市では、市内在住で素行良好・成績優秀な生徒で、ご家庭の事情により修学困難な高校生等に、次の奨学金制度を設けています。

●育英奨学金
対象 4月から高等学校または高等専門学校に入学が決定している生徒で、本人および保護者が市税を滞納していない方
支給額 月額 5,000円

●遺児奨学金
対象 不慮の災難などで両親または父母のいずれかを亡くし、4月から高等学校または高等専門学校に入学が決定、または現在在学中で4月以降も在学予定

の生徒で、本人および保護者が市税を滞納していない方
支給額 月額 5,000円
申請 3月31日(木)までに①申請書②学校長の推薦書③誓約書④成績証明書(在学している学校が発行)⑤父もしくは母または父母双方の死亡が記載されている戸籍謄本または改製原簿(遺児奨学金の場合のみ)⑥収入のある家族全員分の平成21年中の所得を証明するもの(平成21年分源泉徴収票等)を持参のうえ、市役所2階子ども支援課☎2998-9124へ直接

就学援助制度

市では、市内の小・中学校に通学している児童・生徒の給食費、学用品費等の支払いに経済的な理由でお困りの世帯に対して援助をしています。

対象 ▼生活保護を受けている世帯▼市民税の非課税世帯▼経済的理由でお困りの世帯(所得の目安:4人家族で年間所得316万円以下/世帯構成によって変わります)
内容 ▼給食費▼学用品費▼新入学学用品費(5月17日(月)までに申請)▼林間学校費▼修学旅行費▼医療費(学校の健康診断で特定の病気の治療勧告をされたもの)等

申請 4月から援助を受けるためには、3月1日(月)から4月15日(木)までに印鑑、保護者名義の振込先金融機関の本支店名、口座番号がわかるものを持参のうえ、小・中学校または市役所6階教育総務課☎2998-9232へ直接

◎1月2日以降に転入された方は、収入のある家族全員分の平成21年中の所得を証明するもの(平成21年分源泉徴収票等)が申請時に必要です。

平成22年春季全国火災予防運動

3月1日(月)～7日(日)

全国統一防火標語

「消えるまでゆっくり火の元にらめっ子」

火災予防イベント

●火災予防ポスター展
市内の小・中学生が描いた防火ポスターを展示します。
とき 3月1日(月)～5日(金)
ところ 市役所1階市民ホール

●火災予防キャンペーン
双実保育園、消防団、市消防音楽隊による防火演奏、防火演技等を行います。
とき 3月6日(土)午後1時～
ところ 航空公園駅東口駅前広場

火災の発生状況

平成21年中の市内での火災件数は136件で、前年に比べ33件増加しました。(左表参照)

区分	平成21年	平成20年	増減
火災件数(件)	136	103	+33
建物火災	62	57	+5
車両火災	17	15	+2
その他火災	57	31	+26
死者(人)	1	3	-2
負傷者(人)	13	8	+5

出火原因	平成21年	平成20年
1位	放火(59件)	放火(38件)
2位	たばこ(17件)	こんろ(11件)
3位	火遊び(9件)	たばこ(9件)
4位	こんろ(7件)	火遊び(8件)
5位	たき火(5件)	たき火(4件)

設置しましたか? 『住宅用火災警報器』

●所沢市では火災予防条例により、住宅用火災警報器をすべての住宅の「寝室」および「寝室が2階にある場合には「階段」にもあわせて設置することが義務化されています。
●昨年11月に消防本部が実施したアンケート調査の結果、市内における住宅用火災警報器の設置状況は、「設置済み」と回答した世帯は65%でした。まだ、設置していない方は、すぐに設置しましょう。

●住宅用火災警報器
取り付けをサポートします
「警報器を購入したが取り付けられなくて困っている」といった方などのお宅へ消防職員が伺い、取り付け作業(費用はかかりません)を行います。
警報器は家電販売店やホームセンター、防災設備専門店などで購入することができます。事前に購入をお願いします。

●住宅用火災警報器
お問い合わせ、申請
本部予防課 ☎2998-9124
1FAX 2998-9124 Eメール b2999121@city.tokorozawa.saitama.jp
へ電話・FAX・Eメール

